

東証の売買停止制度

制度調査部

金本 悠希

完全子会社化との一部報道をめぐる、三菱UFJ証券株式を一時売買停止

【要約】

8月29日、東証は三菱UFJ証券の株式を一時的に売買停止する措置を行った。三菱UFJ証券が完全子会社化されるとの一部報道がなされたため、その真偽を確認するための措置であった。

この場合、当該会社が情報の真偽・内容に関する発表などを行い、それを東証が確認してから30分後に売買が再開されることとなる。

完全子会社化以外についても、一定の情報について真偽不明の報道がなされた場合などについて売買停止の措置がなされることとなる。

1. 三菱UFJ証券株式の売買停止措置

8月29日、東京証券取引所（以下、東証とする）は三菱UFJ証券の株式を午後0時50分から午後1時55分まで売買を一時停止する措置を行った。三菱UFJ証券を三菱UFJフィナンシャル・グループが完全子会社化すると一部で行われたため、その真偽などの確認を行うための措置であった。

売買停止情報（株式等）

売買の一時停止について

下記のとおり、売買を一時停止します。

1. 銘柄 三菱UFJ証券 株式（コード 8615）
2. 期間 本日午後0時50分から情報に関する発表等が行われたことを確認した後30分を経過した時まで
3. 理由 完全子会社化に関する報道の真偽等の確認のため

（注）1. 上記期間については、T o S T N e T取引についても売買を停止します。

2. 下記の時間以降に情報の真偽等が確認できない場合、売買は終日停止となります。

売買立会による売買 午後2時30分以降

終値取引 午後3時30分以降

単一銘柄取引・バスケット取引 午後3時50分以降

3. 他の上場取引所：大阪、名古屋

（出所）東証ホームページ（<http://www.tse.or.jp/baitei/stock/index.html>）



その後、東証の適時開示情報閲覧サービス（いわゆる TDnet）において、13時24分に三菱UFJ証券が、「本日、三菱UFJフィナンシャル・グループが当社を完全子会社化すると一部報道がありました。現時点で合意に至った事実はありません。」と発表した。続いて13時32分に三菱UFJフィナンシャル・グループが「本日、当社が三菱UFJ証券株式会社を完全子会社化すると一部報道がありました。現時点で合意に至った事実はありません。」と発表した。

その後、東証は、三菱UFJ証券が発表を行った約30分後の午後1時55分から三菱UFJ証券の株式の売買を再開した。

売買の再開について

下記のとおり、売買を再開します。

1. 銘柄 三菱UFJ証券 株式（コード 8615）
2. 時間 売買立会による売買 本日午後1時55分から
単一銘柄取引・バスケット取引 本日午後3時00分から
終値取引 本日午後4時00分の取引から
3. 理由 完全子会社化に関する発表が行われたため

（注）他の上場取引所：大阪、名古屋

（出所）東証ホームページ（<http://www.tse.or.jp/baitei/stock/index.html>）

2. 東証の売買停止制度

東京証券取引所では、その業務規程で、投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じているがその真偽が不明である場合などに、売買を停止できることを定めている。売買を停止できるのは以下の場合と規定されている（東証業務規程29条）。

上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。）の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、当取引所が必要があると認める場合
の2 債券、転換社債型新株予約権付社債券又は交換社債券について抽選償還が行われる場合で、当取引所が必要があると認める場合

有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認める場合

売買システムの稼働に支障が生じた場合、有価証券の売買に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認める場合

今回の措置は、 に該当すると判断された。 に該当すると、情報の真偽・内容に関する発表などが行われたことを東証が確認してから 30 分後に売買が再開されることとなる（東証業務規定施行規則 21 条 3 項）。

売買停止措置は、会社が未発表の情報が報道された場合に常に行われるわけではない。上の業務規程には「投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報」とされている。これは具体的には「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（その特例を含む。）により開示が必要とされる事実に関する情報」である（業務規程施行規則 21 条 3 項）。これは具体的にはおおむね以下の事実である（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則 2 条）（なお、これらの事実に関しても程度が軽微なものなどに関しては除外される（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い））。

(1) 上場会社に係る決定事実

1. 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売り出し	24. 公開買付け又は自己株式の公開買付け
2. 発行登録及び需要状況調査の開始	25. 公開買付けに関する意見表明
3. 資本金の額の減少	26. スtock・オプションの付与
4. 資本準備金又は利益準備金の額の減少	27. 代表取締役又は代表執行役の異動
5. 自己株式の取得	28. 人員削減等の合理化
6. 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て	29. 商号の変更
7. 株式の分割又は併合	30. 1単元の株式数の変更又は1単元の株式数の定め の廃止若しくは新設
8. 剰余金の配当	31. 事業年度の末日の変更
9. 株式交換	32. 預金保険法に基づく申出
10. 株式移転	33. 特定調停法に基づく申立て
11. 合併	34. 上場債券に係る繰上償還又は社債権者集会の招 集等
12. 会社の分割	35. 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規 定する同意の撤回
13. 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	36. 普通出資の総口数の増加を伴う事項
14. 解散	37. 公認会計士等の異動
15. 新製品又は新技術の企業化	38. 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前 提に関する事項を注記すること
16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消	39. 株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機 関に委託しないこと
17. 子会社の異動	40. 定款の変更
18. 固定資産の譲渡又は取得	41. その他当該上場会社の運営、業務若しくは財産又 は当該上場有価証券に関する重要な事項であって 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
19. リースによる固定資産の賃貸借	
20. 事業の全部又は一部の休止又は廃止	
21. 上場廃止の申請	
22. 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の 申立て	
23. 新たな事業の開始	

(2) 上場会社に係る発生事実

<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 2. 主要株主又は筆頭株主の異動 3. 上場廃止の原因となる事実 4. 訴訟の提起又は判決等 5. 仮処分命令の申立て又は決定等 6. 免許の取消し等の行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発 7. 親会社の異動 8. 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告 9. 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分 10. 親会社に係る破産手続開始の申立て等 11. 債権等の債務の不履行のおそれが生じたこと 12. 主要取引先との取引の停止 13. 債務免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済 	<ul style="list-style-type: none"> 14. 資源の発見 15. 株主による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求 16. 株主による株主総会の招集の請求 17. 保有有価証券の時価が帳簿価額を下回ったこと 18. 社債に係る期限の利益の喪失 19. 上場債券に関する権利に係る重要な事実 20. 公認会計士等の異動 21. 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延 22. 継続企業の前提に関する事項の監査意見の対象からの除外 23. 株式事務を当取引所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと 24. その他会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項
--	---

(3) 上場会社に係る決算情報

<ul style="list-style-type: none"> 1. 決算内容 2. 業績予想の修正等 3. 配当予想の修正等

(このほか、子会社にかかる重要な決定事実、発生事実の開示も求められているが、ここでは省略した(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則2条2項参照))。